

# Bridge

URL : <http://www.h-keikyo.gr.jp> E-mail : [keikyo@h-keikyo.gr.jp](mailto:keikyo@h-keikyo.gr.jp)

VOL.180・No.481

## CONTENTS

経協レポート 1~4

事業活動報告・計画  
事業案内

企業インタビュー 6~7

がんばってるでえ～  
株式会社扇屋

特集 8~12

助成金・補助金を  
活用しよう

連載企画 HAZARD 13

塩分の取りすぎに  
注意しましょう!

- 会員企業ミニ紹介コーナー…………… 5
- だいじょうぶ?…………… 5
- Q&A…………… 14~15
- あとがき…………… 16





SUSTAINABLE GOALS  
DEVELOPMENT GOALS

当店からお客さまへ

### 3つの約束

- ① お客さまの安心と安全に妥協しません
- ② お洗濯の排水で海を汚しません
- ③ 持続可能な社会の実現に貢献します

当店ではこの3つの約束を守るために、使用している洗濯洗剤を全て「海をまもる洗剤」に変更しました。  
洗濯洗剤によるお肌への影響、洗濯排水による海洋環境への影響。お洗濯は実にたくさんの課題を抱えています。毎日たくさんの洗剤と水、エネルギーを使う当店だからこそできること。子どもたちの未来のために、私たちは「海をまもる洗剤」を選びました。

海をまもる洗剤。

私たちは、「お洗濯」においてお客さまのお困りごとに耳を傾け、地域のお役に立つことを第一に考え、お客さまに満足して頂けるサービスを提供していきます。

Cleaning & Coinlaundry  
**英国屋**

**英国屋株式会社**  
〒671-2214 兵庫県姫路市西夢前台2丁目57-1  
TEL(079)266-5590 FAX(079)267-2032  
URL <http://eikokuya-cl.com>

# Again

生活雑貨とおくりもの

— きっと、みんなが笑顔になる —

花北の街にある  
ハッピーな雑貨と贈り物のお店

アゲインメンバーズ  
会員様募集中!





JR 姫路駅より  
車で約10分  
電車で約8分

JR 野里駅より  
徒歩約3分

**【Again 姫路店】** ◆姫路市増位新町2-24 ◆年中無休 10:00~20:00 ◆TEL 079-285-0303 ◆駐車場あり(正面・裏 各7台)  
◆公式 Facebook <https://www.facebook.com/AgainHimeji/>

## 経協活動報告 (2023年1月～2月)

1 月			
17日	火	PSC研究会	姫路経営者協会 研修室
18日	水	JRK研究会	姫路商工会議所 604会議室
19日	木	連合西部地協と姫路経営者協会との懇談会	ホテル日航姫路 光琳の間
25日	水	新春経済講演会	姫路商工会議所 大ホール
30日	月	三役会議 理事会	姫路経営者協会 研修室 姫路商工会議所 702ホール
2 月			
7日	火	理系大学生対象 企業見学バスツアー&合同企業研究会	ウシオ電機(株)播磨事業所 (株)コタニ 常盤電機(株) パナソニックエレクトリックワークス池田電機(株) 福伸電機(株) 姫路キャッスルグランヴィリオホテル
14日	火	研修大会	姫路キャッスルグランヴィリオホテル
16日	木	姫路商工会議所・姫路経営者協会・姫路市 新年度予算及び主要事業に係る意見交換会	姫路キャッスルグランヴィリオホテル
		兵庫県立大学 グローバルビジネスコース留学生対象 企業見学バスツアー&中播磨企業紹介セミナー	サンアロイ工業(株) じばさんびる 601会議室
28日	火	春季経営問題研修会	姫路商工会議所 201研修室

各事業の詳細は次ページをご覧ください。

## 経協活動計画 (2023年3月・4月)

3 月			
1日	水	マナー研修基礎コース	姫路経営者協会 研修室
3日	金	経営トップセミナー	姫路商工会議所 201研修室
24日	金	三役会議 理事会	姫路経営者協会 研修室 姫路商工会議所 201研修室
		懇談・懇親会	姫路商工会議所 大ホール
4 月			
3日	月	新入社員 合同入社式	姫路商工会議所 大ホール
7～24日		新入社員研修 訓練コース(6日程)	姫路商工会議所 201研修室
6～20日		電話対応マナー研修(3日程)	姫路商工会議所 201研修室

## 経協活動報告（1月～2月）

## PSC研究会・JRK研究会(第三部会)

1月17日(火)、18日(水)にPSC研究会・JRK研究会を実施し、研究会メンバー同士で各企業における法改正に対する対応や社内制度に関するざっくばらんな情報交換を行いました。

人事スタッフ研究会（PSC）は、当協会第三部会会員（従業員数500人以上）の若手の人事・労務・教育担当で構成される研究会、人事・労務・教育担当管理監督者研究会（JRK）は、人事・労務・教育担当の管理・監督者で構成される研究会です。両研究会は、ざっくばらんな情報交換を中心とする研究会の場だけでなく、平素から何かの際にはお互いに連絡をとりあい、直面している実務上の課題の解決に生かすことができる人脈として、相互の研鑽を図っています。

## 連合兵庫西部地協と姫路経営者協会との懇談会(労務委員会)

1月19日(木)に、春闘を前に、連合兵庫西部地協と当協会との意見交換等を目的に実施しました。連合兵庫西部地域協議会より8名、当協会より11名が参加し、懇談を行うとともに、中播磨県民センターからセンター長 法田氏、県民交流室 交流観光参事 大西氏にもお越しいただき、県民センターの取組をご紹介いただきました。



## 新春経済講演会(事務局事業)

1月25日(水)に、フリーアナウンサーの森 たけし氏（元読売テレビ アナウンサー）をお呼びし、新春経済講演会を開催しました。

「森たけしのゆるゆる人生 仕事も人生も“ゆるゆる”だから上手くいく」という演題のもと、1時間ほど講演いただき、その後質疑応答、写真撮影にもご対応いただきました。

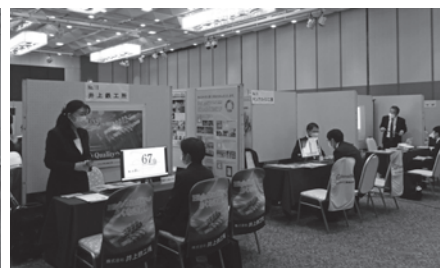


## 三役会議・理事会

1月30日(月)に、定例1月度三役会議・理事会を開催しました。

## 理系大学生対象 企業見学バスツアー&amp;合同企業研究会(ものづくり人材確保支援事業)

2月7日(火)、広島・大阪・鳥取方面及び姫路周辺の36名の理系大学生を対象に、各方面からバスツアーとして3コースの企業見学と午後から姫路キャッスルホテルにてものづくり企業34社にご参加いただき、合同企業研究会を開催しました。



## 見学先企業

- Aコース（福伸電機(株)、(株)コタニ）
- Bコース（ウシオ電機(株)播磨事業所）
- Cコース（パナソニックエレクトロニックワークス池田電機(株)、常盤電機(株)）

## 合同企業研究会参加企業

浅田化学工業(株)／(株)井上鉄工所／ウシオ電機(株)／神田工業(株)／キョーリンフード工業(株)／グローリー(株)／虹技(株)  
(株)コタニ／サワダ精密(株)／サンアロイ工業(株)／三相電機(株)／山陽色素(株)／山陽特殊製鋼(株)／(株)城洋  
ショーワグローブ(株)／龍野コルク工業(株)／(株)帝国電機製作所／(株)デービー精工／常盤電機(株)／(株)ニチリン  
日東コンピューターサービス(株)／(株)日本技術センター／白鷺特殊鋼(株)  
パナソニックエレクトリックワークス池田電機(株)／(株)ハマダ／ハヤカワ電線工業(株)／(株)兵庫分析センター／(株)広築  
福伸電機(株)／(株)ベンハウス／(株)正光／(株)モリシタ・アット・リフォーム／ヤエガキ醗酵技研(株)／(株)ヤスナ設計工房

## 研修大会(教育委員会)

2月14日(火)、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにて2022年度 管理職研修講座・監督者研修会・中堅社員研修の集大成・成果発表の場として研修大会を実施しました。当日は、管理職研修講座23名、監督者研修会36名、中堅社員研修20名の計79名の方及び研修に参加いただいた参加者の上司36名にお越しいただきました。大会終了後には着席形式にて懇親会も開催し、参加者・リーダーで研修を振り返るとともに、さらにステップアップを目指し、決意を新たにしました。



## 姫路商工会議所・姫路経営者協会・姫路市 新年度予算及び主要事業に係る意見交換会(事務局事業)

2月16日(木)、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにて姫路商工会議所・姫路市・当協会で令和5年度姫路市の新年度予算及び主要事業等に係る意見交換会を実施しました。

あわせて、昨年11月17日(木)に姫路市に提出した「2023年度 姫路市政への要望」に対する回答を受け取りました。



## 兵庫県立大学GBC留学生対象 企業見学バスツアー&中播磨企業紹介セミナー(ものづくり人材確保支援事業)

2月16日(木)、兵庫県立大学 グローバルビジネスコースの留学生9名を対象に、企業見学と午後からじばさんびるにてものづくり企業4社にご参加いただき、中播磨企業紹介セミナーを開催しました。

**見学先企業** サンアロイ工業(株)  
**セミナー参加企業** サワダ精密(株)／三相電機(株)／(株)ニチリン  
ハヤカワ電線工業(株)



## 春季経営問題研修会(労務委員会)

2月28日(火)、各企業での労使協議に先立ち、賃金決定の問題にとどまらず、労働関連の法改正や検討中の諸制度について整理する機会として、春季経営問題研修会を開催いたしました。当日は日本労働組合総連合会兵庫県連合会(連合兵庫)副事務局長 森田 直樹氏と人事労務倶楽部 代表(元関西経協・関経連) 社会保険労務士 宮内 雅也氏に講師としてお越しいただき、2023年 春季労使協議への考え方や企業として対応が求められる労働関連の法改正・諸制度と賃金問題等についてお話しいただきました。

## 研修のご案内

## ● 合同入社式&amp;学卒新入社員研修会

日時	4月3日(月) 15:00~17:00	場所	姫路商工会議所 本館2階 大ホール
締切	3月10日(金)	受講料	新入社員 8,800円/1名(税込) 引率者 2,750円/1名(税込)
内容	各企業合同での入社式 【第1部】入社式/式典 記念撮影、新入社員紹介、祝辞、決意の言葉、記念品贈呈 【第2部】講演会 テーマ「社会人としての心構え」		

定員  
70名

## ● 新入社員研修 訓練コース

日時	[B-4] 4月17日(月) [B-5] 4月21日(金) [B-6] 4月24日(月) いずれも 9:30~17:00 ※[B-1] 4/7、[B-2] 4/11、[B-3] 4/13 の日程は、定員に達しました。	場所	姫路商工会議所 新館2階 201研修室
講師	堀 厚徳 氏、大和 由美 氏	受講料	14,300円/1名(税込) ※昼食 各自持参
内容	「人で企業は強くなる！ 社会人の基礎と常識を徹底します。」 ・オリエンテーション      ・あいさつと言葉遣い      ・働くとは      ・自分の立場と役割 ・仕事の進め方              ・人間関係とは              ・名刺交換		

定員  
各コース  
45名

## ● 電話対応マナー研修

日時	[D-1] 4月 6日(木) [D-3] 4月20日(木) いずれも 13:00~17:00 ※[D-2]の日程は、定員に達しました。	場所	姫路商工会議所 新館2階 201研修室
講師	TMCアシスト 堤 好美 氏	受講料	7,700円/1名(税込) ※昼食 各自持参
内容	電話対応を中心に基本を学び、実践して身につける研修！ ・社会人としての心構え      ・言葉遣い ・電話対応の心構え、模擬電話を使った実践、Q&A		

定員  
各コース  
25名

## ● 懇談・懇親会 ※定員に達したため、募集を締め切っています。

## 会員情報

&lt;順不同・敬称略&gt;

## 理事・代表者変更

## ◆日本通運(株) 姫路支店◆

☎支店長 吉本 哲也氏  
 ⑨支店長 天野 泰人氏

## 代表者変更

## ◆(株)丸田運送◆

☎代表取締役社長 内山 博文氏  
 ⑨代表取締役社長 内山 茂樹氏

## ◆(株)銀ビルストア◆

☎代表取締役社長 大塚 兼史氏  
 ⑨代表取締役社長 大塚 英木氏

## ◆お願い◆

会員情報に変更がございましたら  
事務局までお知らせください。

## 弔 事

(株)117 代表取締役会長 山下 宗吉氏  
 飾磨海運株式会社 水田 佳子氏  
 謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 会員数推移データ (R5.3.1時点)

全 体	659
第一部会 (従業員数100人未満)	434
第二部会 (従業員数100人以上500人未満)	135
第三部会 (従業員数500人以上)	84
団 体	6

# 会員企業三二紹介コーナー

今日より明るい明日がある。

## ASAHI 株式会社アサヒ商事

### セールスポイント

株式会社アサヒ商事は1972年6月1日に創業し、昨年2022年6月には創立50周年を迎えることができました。

主な取引先は、三菱重工(株) 高砂製作所、三菱電機(株) 姫路製作所で、工具・砥石等消耗品等の販売、機械加工、溶射・耐熱コーティング等、お客様の依頼に応じています。

お客様のニーズに合ったもの作りを提供し、顧客満足度の追求を通して常に事業のあり方を見つめ、新たなビジネスの潮流を生み出していきたいと考えています。



本社社屋

### 会社概要

- 代表者名 白石 千恵
- 所在地 兵庫県姫路市南条3丁目118-6
- TEL. 079-235-8015 FAX. 079-235-8013
- ホームページアドレス <http://www.shoji-asahi.co.jp>

- 設立 1972年6月1日
- 資本金 1,000万円
- 事業内容 機械加工品、工具、砥石、溶射・耐熱コーティング等の請負
- 取引先・販売先 三菱重工(株) 高砂製作所  
三菱電機(株) 姫路製作所、他

## だいじょうび

### 脈がとぶ

医院に脈がとぶといって心配され来られる患者さんがいらっしゃいます。不整脈はいろんな種類の不整脈がありますが脈をとった時にトントントとリズムが一定に打っており時にトントントと打ち、その後脈がとびまたトントントとリズムが一定に打つようであれば期外収縮が考えられます。

心臓は洞結節という場所から心臓を打つように電気信号の指令を出しており、その電気信号が伝わることにより一定のリズムで動いています。期外収縮は洞結節以外から電気信号が出たときにトントントと少し早く脈が打ちその後とぶように感じます。期外収縮は2種類あり洞結節以外の心房から電気信号が出る場合が上室性期外収縮、心室から出る場合が心室性期外収縮です。期外収縮は30歳を超えると多くの人に見られるようになり、病気と関連がなく起こることがほとんどです。病気と関連なく起こる期外収縮は特に治療はいりません。特に上室性期外収縮は動悸がして気持ち悪いなどの症状が

なければ治療の必要はありません。ただし上室性期外収縮の頻度が多い人は心房細動という別の不整脈が起こりやすいといわれており症状に変化があったり、脈のリズムが全くバラバラの時は受診して下さい。心室性期外収縮も心臓疾患がない場合は治療の必要はありませんが、心筋梗塞や心筋症などの心臓疾患がある場合は危険な不整脈につながることもあり注意が必要です。動悸があり心室性期外収縮といわれた時は心臓超音波検査などを行い心臓疾患の合併がないかどうかは調べた方がいいでしょう。また心室性期外収縮が頻発している時は（一日総心拍数の10%以上、だいたい一日の心室性期外収縮が一万個以上になります）将来の心臓機能の低下と関連があるとされており治療が必要な時があります。

脈がとぶことをすごく心配される方が多いです。しかしながらこのようにほとんどは治療が必要ありません。怖がらずに医療機関を受診し安心して下さい。

姫路市医師会  
スポーツ医学  
委員会



森田 雅人

# 企業

# インタビュー

創業70年を超える老舗の貸衣裳屋を事業譲渡によって経営を譲り受けられました。ブライダルとともに、成人式や卒業式などにも取り組まれており、今後の活躍が期待されます。

今回は、株式会社扇屋  
代表取締役の佐伯 美和 氏に  
お話を伺いました。



## 経歴・趣味

加古川市出身。大学を卒業後、貸衣裳業へ入社。2年半勤務後にホテルに入社。プランナー（婚礼予約担当）として、管理職の経験も含め14年間勤務後、人材紹介会社を設立。2020年6月 事業譲渡により、株式会社扇屋 代表取締役に就任。趣味は神社・仏閣巡り（出雲大社・播磨国総社）、博物館巡り、日本各地の日本酒巡り。

## 会社概要・沿革

### 創業70年を超える老舗を事業譲渡



貸衣裳業・ホテルでの勤務経験後、今後は人手不足の時代になると考え、人材紹介会社を設立しました。また、ブライダル関係での繋がりもあり、会社設立の挨拶で扇屋に訪問した際、前社長から今後の経営について相談を受けました。その後、本格的に扇屋の事業を引き継いでほしいとの依頼があり、2020年6月にM&Aでの事業譲渡を受けました。

from

扇屋 株式会社扇屋



代表取締役  
佐伯 美和 氏

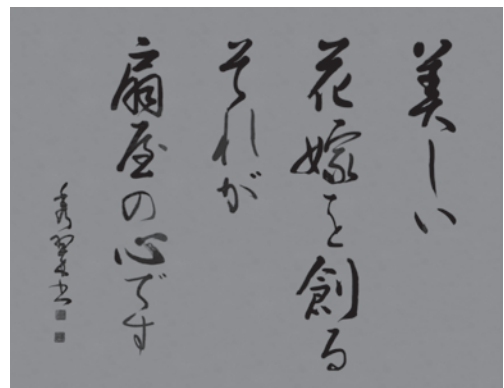


貸衣裳屋の扇屋の歴史は古く、昭和25年に姫路市神屋町で創業、レンタル衣裳業を手掛けました。昭和38年に姫路市西二階町の現在地に移転、70年以上多くのお客様に愛されてきた実績があります。

事業を引き継いだ現在も、先代が築いてきた歴史と伝統を生かしながら、これからの時代に合った新しいスタイルを追い求め、ブライダルとともに、成人式・入学式・卒業式などの衣裳提供も積極的に活動を行っています。当社のロゴは歴史と伝統があるので、そのまま引き継いで使用しています。

ここに至るまで、“会社運営を設立すること”そして“会社を引き継ぐ”という2つを経験しました。会社経営においては、1円のお金を生むことがどれだけ大変か、身をもって体験しています。

## 経営理念・経営内容



### 美しい花嫁を創る それが扇屋の心です

当初から大事にしてきた経営理念は、先代から引継ぎ、現在でも店舗の入り口に設置しています。全従業員が常に



この気持ちを忘れず、お客様に接するよう取り組んでいます。

結婚式は人生での大きなイベントで非日常的な行事です。その『特別な日』は人生で一番輝きたい日であるはず、そんな花嫁さんに最高に美しい日を提供したい、そして最高の日を感じていただきたいとの気持ちで、日々お客様と接しています。

### 店舗の特色を活かした事業展開

事業を引き継いでから、当社のコンセプトを明確にし「量より質」の仕入方法に転換、商品構成も変えて経営に取り組んでいます。良いデザインで良いドレスを提供できるよう、日々対応を強化しています。店舗も、当社の特色（カラー）が伝わるよう、入口の看板を変えました。すっきりとシンプルに、そして分かりやすいイメージを表すスタイルに変更、他との差別化を図ろうと業務に取り組んでいます。

昨年12月には当社のホームページも全面リニューアルいたしました。ぜひ見てください！

（URLは会社概要を参照）



## 業界の景気動向

### 厳しい現状が続く中での差別化

業界の動向は、まだまだ厳しい状態が続いています。コロナの影響により結婚式の規模を小さく、コンパクトにする方式が主流となっており、以前のようなスタイルを少しでも戻そうとするには、マスクをしなくても良い状況が一般的になるなど、まだまだ課題が多いと思われます。

さらに、婚姻組数が減っていることもあり、当社のコンセプトや他との差別化を明確にして事業を展開していく必要があると思います。



## 従業員教育について

### 従業員には常に感謝！とともに“気づき”を求める

従業員に、会社のコンセプトを理解してもらい、その行動を進めてくれていることに対し、常に感謝しております。従業員が気持ちよく仕事ができるよう、私の役割としては、指導をする際には論理的に従業員に示し、なぜこの対応が必要か、この業務に何を望むのかなど、従業員が納得できるまで会話をすることです。また、常日頃から「良いところを伸ばす」ことに目を向け、従業員と接しています。それが人材育成だと考えており、結果として、従業員との距離やモチベーションが向上していると感じます。

また従業員には、行動する際に『気づき』を求めて対応しています。つまり「教えるより気づかせる」を目的に、従業員のいろいろな考え方を大事にして教育を行っています。そのため、私自身が手本にならなければと常に思っており、それを感じ取ってほしいと望んでいます。

それこそが、本当の成長につながると考えています。

## 将来の抱負・現在、頑張っていること

### 複数の店舗経営を展開したい！

もっと店舗を増やしていきたい！という目標を掲げています。そのために、当社に関わっていただいているすべての方が、楽しく、幸せな気持ちになってくれること、そして「居心地がいいな」や「一緒にいると励まされる」・「元気をもらえる」と感じることができる会社でありたいと考えています。

新型コロナウイルスがまん延し始めた3年前から、少しでも街の活気を出せるよう、お客様が来店されない中でも店舗の照明はつけていました。結婚式が延期・中止が相次ぐ中でも、「絶対に店舗は閉じず、照明も消さないでおこう、華やかな結婚式の衣裳を商店街を通る方々にも見ていただこう」と言い続け、コロナと立ち向かってまいりました。お客様の来店がなくても店舗の掃除も毎日欠かさず行いました。

### ご縁は本当に大事

人との繋がりは、会社員勤務をしていた時から、そして起業して経営を行っている現在においても本当に大事だと感じています。趣味の神社・仏閣巡りでも、仕事の縁そして人との縁を感じており、これからもそのご縁を大切にしていきたいと考えております。

### 会社概要

所在地：〒670-0901 姫路市西二階町117  
TEL：079-289-0100  
FAX：079-283-0580  
URL：https://ogiya-wedding.jp



# 助成金・補助金を活用しよう

国や地方公共団体等では、企業の事業拡大や人材確保・育成の強化を図るためにさまざまな分野で支援制度が設けられています。

企業側としては、支援制度を上手く活用して事業運営や人材確保・育成に役立てたいものです。そこで、今回は、中小企業のための助成金・補助金を中心に一部抜粋してご紹介します。

※制度は変更が頻繁に行われるので、掲載内容が変わっていることがあります。ご了承下さい。  
最新情報や詳細内容は、各QRコードリンク先のWEBページからご覧下さい。

経営の効率化や革新を図りたい

## 事業再構築補助金

経済産業省 中小企業庁

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

■ 対象 日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等

必須申請要件	1. 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上がコロナ以前(2019年または2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
	2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
	3. 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率3.0%(一部5.0%)以上の増加の達成。

■ 補助対象経費 建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

■ 交付申請期間 第9回公募受付中 締切り：令和5年3月24日(金) 18:00

### 通常枠

補助額	従業員数20人以下 : 100万円~2,000万円	補助金	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2)
	従業員数21人~50人以下 : 100万円~4,000万円		
	従業員数51人~100人 : 100万円~6,000万円		中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)
	従業員数101人以上 : 100万円~8,000万円		

### 大規模賃金引上枠

必須要件1.~3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額	従業員数101人以上 : 8,000万円~1億円	補助率	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2)
			中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)

## 回復・再生応援枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ以下の①または②のどちらかを満たすこと。

①2021年10月以降のいずれかの月の売上が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

②中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会)等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額	従業員数5人以下：100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人：100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上：100万円～1,500万円		

## 最低賃金枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。

補助額	従業員数5人以下：100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人：100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上：100万円～1,500万円		

## グリーン成長枠

以下の要件をすべて満たすこと(売上高の減少は求めない)。

①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。

③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発または従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

補助額	中小企業：100万円～1億円	補助率	中小企業 1/2
	中堅企業：100万円～1.5億円		中堅企業 1/3

## 緊急対策枠

必須要件2.～3.を満たし、かつ足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以上の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

(※)売上高の減少に代えて、付加価値額の減少でも可。

(※)電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。

補助額	従業員数5人以下：100万円～1,000万円	補助率	中小企業 3/4(※1)
	従業員数6～20人：100万円～2,000万円		
	従業員数21～50人：100万円～3,000万円		中堅企業 2/3(※2)
	従業員数51人以上：100万円～4,000万円		

(※1)従業員数5人以下の場合 500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合 1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合 1,500万円を超える部分は2/3

(※2)従業員数5人以下の場合 500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合 1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合 1,500万円を超える部分は1/2

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

発行に時間を要する場合がありますので、未取得の方は、お早目に利用登録を行ってください。

■問い合わせ先 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00(日祝日を除く)】  
TEL 0570-012-088  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



## 両立支援等助成金

厚生労働省

従業員が働きながら育児や介護との両立を行える制度を導入したり、女性の活躍推進のための取り組みを行う事業主に金銭的な支援をする制度です。

### 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給。

	支給額
① 第1種 (男性労働者の出生時育児休業取得)	20万円
代替要員加算	20万円(代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
② 第2種 (男性労働者の育児休業取得率上昇)	①事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円〈75万円〉 ②事業年度以内に30%以上上昇した場合：40万円〈65万円〉 ③事業年度以内に30%以上上昇した場合：20万円〈35万円〉

### 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護の為に柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給。

		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円〈36万円〉
	職場復帰時	28.5万円〈36万円〉
B 介護両立支援制度		28.5万円〈36万円〉
C 新型コロナウイルス感染症対応特例	5日以上10日未満	20万円
	10日以上	35万円

※A～Cいずれも  
1事業主1年度5人まで支給

### 育児休業等支援コース

#### I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給。

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。

	支給額
A 休業取得時	28.5万円〈36万円〉
B 職場復帰時	28.5万円〈36万円〉

※A・Bとも1事業主2人まで支給(無期雇用労働者1人・有期雇用労働者1人)

#### II 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替える労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給。

	支給額
A 新規雇用等	47.5万円〈60万円〉
B 手当支給等	10万円〈12万円〉
有期雇用労働者加算	9.5万円〈12万円〉

※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給(5年間)

### Ⅲ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

支給額	
制度導入時	28.5万円〈36万円〉
制度利用時	A：子の看護休暇制度 1,000円〈1,200円〉×時間 B：保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時のいずれか1回のみ支給。制度導入のみの申請は不可。

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

1事業主当たりの上限は、A：200時間〈240時間〉 B：20万円〈24万円〉まで。

上記の他に『新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース』『不妊治療両立支援コース』があります。

■ 問い合わせ先 兵庫労働局 雇用環境・均等部 TEL 078-367-0700  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)



従業員の育成・スキルアップに取り組みたい

## 人材開発支援助成金

厚生労働省

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

### 特定訓練コース

雇用する正社員に対して、厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練等、訓練効果の高い10時間以上の訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

### 一般訓練コース

雇用する正社員に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための20時間以上の訓練(特定訓練コースに該当しないもの)を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

### コースごとの助成額・助成金率

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成		OJT実施助成 (1人1コース当たり) (雇用型訓練のみ)	
			生産性要件を 満たす場合		生産性要件を 満たす場合		生産性要件を 満たす場合
特定訓練コース	OFF-JT	45% (30%)	60% (45%)	760円 (380円)	960円 (480円)	—	—
	OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
一般訓練コース	OFF-JT	30%	45%	380円	480円	—	—

※生産性要件を満たす場合とは、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5か月以内に割増し分の支給申請をした場合に、当該割増し分を追加で支給します。

### ①経費助成限度額(1人当たり)

1人1年間職業能力開発計画にあたりOFF-JTにかかる経費助成の限度額は、実訓練時間数に応じて下表のとおりです。

支給対象となるコース	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
特定訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業事業主</li> <li>事業主団体</li> </ul>	15万円	30万円	50万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業以外の事業主</li> </ul>	10万円	20万円	30万円
一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主</li> <li>事業主団体</li> </ul>	7万円	15万円	20万円

### ②賃金助成限度額(1人1訓練当たり)

特定訓練コース、一般訓練コース共に1,200時間が限度時間となります。ただし認定職業訓練、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間となります。

### ③支給に関する制限

#### ●訓練等受講回数の制限

助成対象となる訓練等の受講回数の上限は、**1労働者につき訓練実施計画届(訓練様式第1号)の「年間職業能力開発計画期間」**内で、特定訓練コース・一般訓練コース合わせて**3回まで**です。

#### ●1事業所・1事業主団体の支給額の制限

1事業所または1事業主団体が1年度に受給できる助成額は、

- ・特定訓練コースを含む場合 1,000万円
- ・一般訓練コースのみの場合 500万円 が限度額となります。

上記の他に「教育訓練休暇等付与コース」「特別育成訓練コース」「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」「建設労働者認定訓練コース」「建設労働者技能実習コース」「障害者職業能力開発コース」があります。

■問い合わせ先 ハローワーク助成金デスク TEL 078-221-5440  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 自社にあった制度をもっと知りたい！ 他社の導入事例をみてみたい…という企業様へ

下記のWEBサイトもぜひご覧ください。

#### ●ミラサポplus 中小企業向け 補助金・総合支援サイト(経済産業省)

支援制度のほかに経営上のお悩みを解決する地域の支援機関や専門家の紹介や様々な経営事例集が掲載されています。【<https://mirasapo-plus.go.jp/>】



#### ●よろず支援拠点 国が設置した無料の経営相談所

各都道府県に拠点があります。【<https://yorozu.smrj.go.jp/>】  
 兵庫県は下記の通りです。

■兵庫県よろず支援拠点 (公財)ひょうご産業活性化センター内  
 TEL 078-977-9085 【月～金 9:00～17:00(祝日を除く)】



# HAZARD

# 塩分の取りすぎに 注意しましょう!

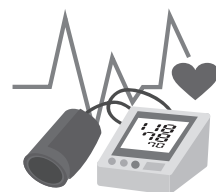
## ●日本人は塩分摂取量が多め

### 塩分の取りすぎは高血圧に

近頃は、減塩タイプのしょうゆやみそをはじめ、塩分を控えた食品を店頭で見かけるようになりました。生活習慣病予防のために減塩は重要といわれますが、なぜ塩分を控えたほうが良いのかご存知ですか？

塩分を取りすぎると私たちの体は体内の塩分濃度を一定に保とうとして血液中に水分をとり込み、血液量を増やします。

すると心臓はより多くの血液を送り出すことになり、血管壁にかかる圧力が上昇し、血圧が高くなってしまいます。血圧が高い状態が続くと血管や心臓にかかる負担が大きくなり、脳梗塞や心筋梗塞の原因となる動脈硬化のリスクも高めてしまいます。



### 塩分摂取量の目安

厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準」(2010年版)では、食塩摂取量の日あたりの目標量は成人男性が9g未満、女性が7.5g未満です。

また、高血圧で治療している人は、一日6g未満にすることがすすめられています。最近は減塩を心掛ける人も多く、日本人の食塩摂取量は次第に減っているのですが、21

年度国民健康・栄養調査の結果によると、70%の人が目標値より多く食塩を摂取しています。

食塩の取りすぎは高血圧をはじめとした生活習慣病に深く関わってきますので、注意が必要です。



## ●減塩のコツ

減塩の大切さはわかっているけど、「減塩食はおいしくない」「長続きしない」という人もいるかもしれません。そんなときのちょっとした工夫をご紹介します。

- 1 新鮮な食材を用いる (食材の持ち味が薄味の調理)
- 2 香辛料、香味野菜や果物を利用する (コショウ、七味、ショウガ、柑橘類の味を組み合わせる)
- 3 低塩の調味料を使う (酢・ケチャップ・マヨネーズ・ドレッシングを上手に使う)
- 4 具だくさんの味噌汁とする (同じ味付けでも減塩できる)
- 5 外食や加工食品を控える (目に見えない食塩が隠れている)
- 6 つけものは控える (浅づけにして、できれば少量に)
- 7 むやみに調味料を使わない (味付けを確かめて使う)
- 8 めん類の汁は残す (全部残せば2~3g減塩できる)

(日本高血圧学会「減塩のコツと塩分の多い食品・料理」をもとに作成)

### 塩分の多い料理例

(出典：「フードガイド(仮称)検討報告書」より)

- ウィナー：約1.1g
- おでん：約3.8g
- かけうどん：約5.6g
- にぎり寿司(つけ醤油除く)：約3.7g
- ミックスサンドイッチ：約3.2g



### 隠れ塩分撃退のコツ

以上を踏まえ、自炊をする際は、新鮮な食材の持ち味を活かし、むやみに調味料を使わないようにしましょう。また、外食の際は、どうしても味付けが濃くなりがちなので、食べる時に追加でしょうゆやソースをかけることは避けましょう。さらにめん類を食べる際は、必ずスープは残すように心がけましょう。



### 過剰摂取した塩分の排出を促す

また、食塩のナトリウムはカリウムと一緒にになると、体外に排出されます。カリウムは野菜やワカメ、イモ類のほか、リンゴやバナナなどの果物に多く含まれています。副菜をたっぷり、果物も毎日忘れずとりましょう。

【出典】 「塩分の取りすぎに注意」(農林水産省)  
[https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/minna\\_navi/topics/topics5\\_04.html](https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/minna_navi/topics/topics5_04.html)  
「旨みや風味を味わって、塩分カット」(全国健康保険協会)  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat510/h30/310101001/>





# ころばぬ先のマメ知識 税務・司法書士編

## 株式交付について

姫路経営者協会 経理顧問  
ハマダ税理士法人  
代表社員税理士 公認会計士  
濱田 聡



**Q** 2021年3月1日施行の改正会社法に、組織再編の一種として株式交付が規定されましたが、どのような制度ですか。また、税務上の取扱いについて教えてください。

**A** 株式会社Aが他の株式会社Bをその子会社とするために当該他の株式会社Bの株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社Aの株式を交付することをいいます（会社法2三十二の二）。株式交付は、買収会社（株式交付親会社）において「部分的な株式交換」として、組織再編行為の一種と整理されており、基本的には会社法上、株式交換完全親会社における株式交換と同様の規定がなされています。

株式交付における子会社とは、買収会社（株式交付親会社）の議決権割合が50%超となる子会社に限定されます。そのため、買収会社が既に対象会社の議決権の過半数を有している場合は株式交付を適用できません。また、買収会社が対象会社の議決権の過半数を取得できない場合は、株式交付を適用できません。実質支配力基準で議決権50%以下であるものの子会社に該当している場合において、買収会社が対象会社の議決権の過半数を取得した場合は、株式交付を適用できると考えられます。株式交付における子会社の判断基準を、実質基準でなく形式基準としたのは、株式交付に係る規定の対象範囲を客観的・形式的な基準で定めることにより法律関係の混乱を防ぐ目的と考えられます。株式交付は、株式会社Aが他の株式会社Bを子会社とするために行われるものであるため、買収会社、対象会社ともに国内

の株式会社に限られ、外国会社は対象外となります。また、株式交付は、株式会社の株式を交付することを前提としているため、買収会社が対象会社株主に交付する対価を、買収会社の親会社の株式とする三角株式対価M&Aには適用できません。

買収会社（株式交付親会社）は、株式交付計画に定めることにより、株式交付親会社株式と併せて、それ以外の金銭等を対価として交付できます。いわゆる混合対価が認められます。会社法上、混合対価の割合として、買収会社（株式交付親会社）の株式を全く交付しないことは認められません。留意点として、税務上の取扱いとして、譲渡株式の譲渡損益の繰延べ措置が適用されるには、対価総額の80%以上が買収会社（株式交付親会社）株式であることが求められます。

対象会社（株式交付子会社）において譲渡に応じた株主は、対価総額のうち買収会社（株式交付親会社）株式に対応する部分については、株式交付時に課税されず、買収会社株式を売却する際に課税されます。つまり、株式交付時に譲渡損益課税が一定額繰り延べられます。会社法上、自社株式に併せて金銭等を交付する、いわゆる混合対価が認められますが、税務上は、対価総額の80%以上が買収会社（株式交付親会社）株式の場合、課税の繰延べが認められます。税務申告にあたっては、上記の他に買収会社（株式交付親会社）の確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を添付し、その明細書に株式交付により交付した資産の数または価額の算定根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります。

## 賃借権を要役地とする地役権の設定

原司法書士事務所  
司法書士 原 隆雄



**Q** A土地所有者X、隣接のB土地所有者Y、Bの続きのC土地所有者Zがあり、XはA B両土地に事業用建物を建てるため、B土地に賃借権を設定し、C土地の通行を目的としてB土地賃借権を要役地とすることができますか？

**A** 地役権は設定契約に定められた目的の範囲で他人の土地（承役地という）を自分の土地（要役地という）のため便宜を得る権利である。本例の場合C土地を承役地としてB土地賃借権登記を要役地として地役権を設定することができます。また、地上権も要役地となり得ますし、極端な場合は要役地が地上権、承役地も地上権で地役権設定登記が可能です。

地役権設定には具体的な目的が必要です。例えば、通行・引用水・電線路敷設等です。また、地役権は一筆地の全部でも可能ですし、一部でも可能で、この場合は範囲が明確となるよう

記載し、地役権図面を添付します。

地役権は要役地の所有権又は他の権利（地上権・賃借権等）に付属し、所有者には付属しません。したがって地役権設定登記が完了しても登記済権利証又は登記識別情報は要役地権利者に交付されません。

さて、本例の場合後日になってB土地所有者YがB所有権をXに売却しました。B土地の所有権者と賃借権者が一緒になったので賃借権を混同により抹消する依頼を受けました。但しこの賃借権は要役地としてC土地の承役地を有していたので、直ちに混同を原因として抹消することができず、まずB要役地賃借権及びC承役地所有権の地役権抹消登記を経て、次いで賃借権登記を混同を原因として抹消し、最後に再度B土地を要役地、C土地を承役地として地役権を再設定しました。





### 採用内定も形式が重要

労務相談員 瓜生 裕一



**Q** ハローワークに求人を出していたところ、Aさんが応募され2月1日に面接を実施しました。面接では当社の業務内容、募集職種の職務内容・労働条件等を説明しました。Aさんも入社したいとの意向を示されたので、「採用したいので3月1日から入社してください。」と伝えAさんも了承しました。ところが、入社当日になってもご本人が出社されず連絡も取れていません。どのような対応をすればよろしいでしょうか。

**A** 1. 労働契約は成立している？  
・裁判例は、①会社の募集行為（労働契約への誘引（お誘い））②これに対する労働者の応募（労働契約の申込み）③会社の採用内定（労働契約の申込みに対する承諾）により労働契約が成立するとしています。ご相談の事案では、Aさんが面接時に入社したい意向を示された時点で応募の意思があり（前記②の「労働契約の申込み」）、それに対して会社が「採用したいので3月1日から入社してください。」と伝えている（前記③の「労働契約の申込みに対する承諾」）ので、その時点で労働契約が成立しているとも思えます。

2. 「解雇」となるのか？  
・御社の場合、口頭で採用する旨及び入社日を伝えていることで採用内定（労働契約の成立）と評価できるかが問題となります。

・採用内定は口頭による場合もあれば、採用内定通知書の交付による場合もあります。「口頭で採用内定を行うのが当社の決まり」と言えば、口頭のみでも内定となり得ます。  
・その場合は、2月1日に「採用したいので3月1日から入社してください。」とAさんに伝えた時点で採用が内定し労働契約が成立したことになります。そして3月1日が入社日・就労開始日でそれ以降連絡なく出勤していないのなら無断欠勤となります。労働契約関係を終了とするならば、就業規則の無断欠勤を解雇理由とする条項に基づき解雇することも考えられます。

3. 入社意思確認を書類で行うことがトラブル防止に有用  
・しかし、口頭だけでなく入社意思を確認する書類（入社承諾・誓約書等）を提出してもらい採用内定通知書の交付により採用内定とする会社も多くあります。  
・Aさんに採用する旨伝え、入社意思を確認する書類の提出を求めたものの提出がなかった場合は、採用についての承諾が確認できない、あるいは採用の応募意思が確認できない状態と考えることができます。  
・この場合、労働契約が成立していないので採用内定の取消や解雇の問題は生じませんが、応募意思が確認できない、採用に応じる意思が確認できないので採用に向けた手続きを終了する旨をAさんに伝え、労働契約が成立していないことを明確にしておくことをお勧めします。

## 令和5年4月から老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行されます

社会保険労務士解説

年金制度改正法（令和2年法律第40号）等により、以下のとおり令和5年4月から老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行されます。

### 特例的な繰下げみなし増額制度が開始されます

#### ■制度の内容

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

これを踏まえて、令和5年4月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われ、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。これを「特例的な繰下げみなし増額制度」といいます。

#### ■対象者

特例的な繰下げみなし増額制度の対象となる方は次のいずれ

かに該当する方です。

1. 昭和27年4月2日以降生まれの方（令和5年3月31日時点で71歳未満の方）
2. 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方（令和5年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方）

※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合がありますのでご注意ください。

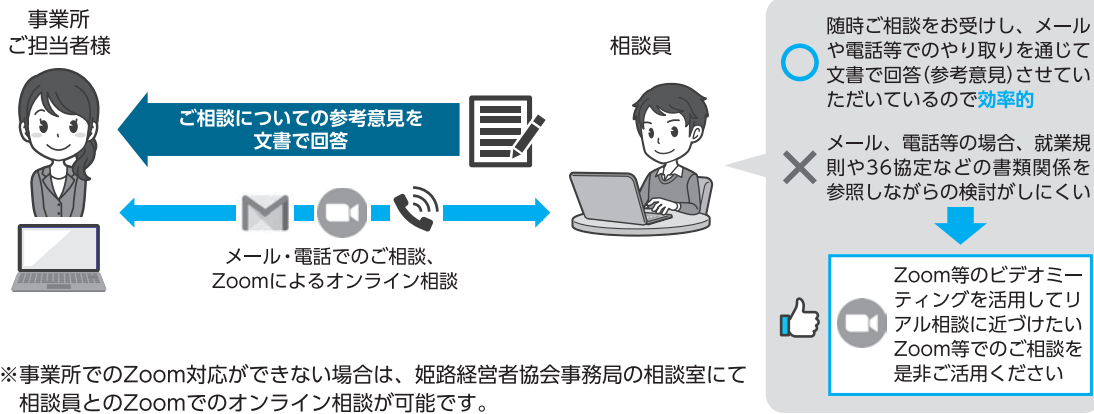
#### ■手続き等

特例的な繰下げみなし増額制度の手続きは令和5年4月1日から可能となります。

# あ と が き

## 姫路経営者協会では労務相談を随時受付けております!

### ●電話・メール・Zoom等によるオンラインでのご相談



## 姫路経営者協会 会報誌 広告募集中!

奇数月に発行しております会報誌Bridgeの誌面への広告掲載を募集しております。  
広告掲載のお申込み・お問い合わせは下記まで!

- 発行月 1月・3月・5月・7月・9月・11月
- 発行部数 約1,000部  
(当協会会員・各地経営者協会・その他  
関連団体へ配布)
- お問い合わせ先 姫路経営者協会  
TEL 079-288-1011  
E-mail: keikyo@h-keikyo.gr.jp

### ■料金表(税込)

	A4(全面)	A5(片面)
表紙裏(白黒)	55,000円	27,500円
裏表紙裏(白黒)	55,000円	27,500円
裏表紙(カラー)	77,000円	38,500円

### 編集後記

会報Bridge 3・4月号をご覧いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年1月には10年に1度とも言われるような厳しい冬が到来、あたりが雪景色になりました。3月に入り、日ごとに暖かさを増しより春めいてくると思われます。

本年は、12月に日本初の世界遺産登録となった姫路城が登録30周年を迎える記念の年になります。その意味も込めて、表紙を「姫路城と桜」といたしました。

今回の特集は、「助成金・補助金を活用しよう」として、中小企業等の事業経営者に有用な3つの制度の紹介をいたしました。今後の企業経営において、会員の皆様に少しでも役立つ制度をご紹介・ご活用いただきたいと考え、特集にまとめました。

これからも、当協会では皆様の事業活動に役立つ内容等について提供を行ってまいります。引き続きの力強いご支援をお願い申し上げます。



事務局  
網干茂樹

特選  
会席

7,500円 (税込)

- <先付> 春の前菜盛り合せ
- <造り> 本日のお造り
- <鍋物> 春の海鮮寄せ鍋
- <魚料理> 季節の魚と海老のボワレ
- <肉料理> 牛ハレステーキ
- <揚物> 桜海老のかき揚げ
- <蒸し物> 茶碗蒸し
- <ご飯> 季節の釜飯
- <香の物> 3種
- <汁物> 赤出し
- <甘味> ケーキ & フルーツ

志んぐ荘自慢のお料理を  
堪能しませんか

# 春の宴会

プラン

開催期間 2023年3/1水～5/31水

昼の部 11:30～15:00の間で2時間30分 夜の部 17:00～21:00の間で2時間30分

【ご予約制】ご予約は2日前までをお願い致します。



雅  
会席

6,000円 (税込)

- <前菜> 春の前菜盛り合せ
- <造り> 本日のお造り
- <鍋物> 焼穴子と白魚の柳川風
- <魚料理> 季節の魚の香草焼
- <肉料理> 牛モモ肉のボワレ
- <揚物> 海老と竹の子の天婦羅
- <蒸し物> 茶碗蒸し
- <ご飯> 季節の釜飯
- <香の物> 3種
- <汁物> 赤出し
- <甘味> ケーキ&フルーツ



彩  
会席

4,500円 (税込)

- <前菜> 春の前菜盛り合せ
- <造り> 本日のお造り
- <鍋物> 桜鯛と海老真丈のすき鍋
- <焼物> 豚肩ロースのマスタードソテー
- <揚物> 海老と竹の子の天婦羅
- <蒸し物> 茶碗蒸し
- <ご飯> 季節の釜飯
- <香の物> 3種
- <汁物> 赤出し
- <甘味> フルーツ

予約制 オプション料理

- 牛ロース鉄板焼 ..... 1,300円 (税込)
- 牛ヒレ肉のステーキ ..... 1,600円 (税込)
- 鯛の姿造り [5人盛り] ..... 7,500円 (税込)
- お造り盛り合わせ [5~8人盛り] 15,000円 (税込)
- フライ盛り [3~5人盛り] ..... 5,500円 (税込)

子ども料理

- お子様御膳 (小学生高学年向け) 2,500円 (税込)
- お子様ランチ (幼児・小学生低学年向け) 1,250円 (税込)

飲み放題 2時間 2,000円 (税込)

瓶ビール・ノンアルコールビール・缶チューハイ・焼酎(芋/麦)・日本酒(熱燗/冷酒)・ウーロン茶・オレンジジュース・コーラ

特典

- カラオケサービス<10名様以上> (通常5,000円)
- 無料送迎バス<15名様以上> 片道30分圏内
- 入浴付 タオルはございません。各自ご持参ください<販売タオル150円>

宿泊時の  
料金表  
1泊2食付

※飲み放題別途

彩会席	11,000円
雅会席	12,500円
特選会席	14,000円
お子様御膳	7,500円
お子様ランチ	6,250円

※1部屋にお一人様の場合は1,100円増し※土曜・祝前日のご宿泊は1,100円増し※チェックインは16:00、チェックアウトは10:00です。  
※メニューの内容は市場の仕入れや季節によって変更になる場合がございます。詳しくはスタッフまでお問い合わせください。※写真はイメージです。

GW(5/2~5/5)期間の宿泊料金についてはお問合せください



御宿 志んぐ荘

お問い  
合わせ

TEL. 0791-75-0401

兵庫県たつの市  
新宮町新宮1093番地  
http://www.shinguso.com

指定管理者  
KYORITSU  
HOTELS & DORMITORIES



紙とともに歩み続けて 222年  
**永井産業株式会社**

本 社

---

〒670-0948 姫路市北条宮の町 385 永井ビル 7F

TEL(079)282-2061(代) FAX(079)225-0826

事業内容

---

印刷紙・板紙・包装紙・商業用紙・和紙・紙製品  
化成品等の卸売および加工、製本、不動産賃貸、  
倉庫業、一般貨物自動車運送業、太陽光発電、  
農業、飲食店

企業情報、リクルート情報等はこちらから

<http://www.nagai-co.com>

---



WEB



instagram